

○消防庁告示第六号

消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号）第四条の二の四第三項、第三十一条の三第五項及び第三十二条の三第六項、特定共同住宅等における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令（平成十七年総務省令第四十号）第二条第一号並びに排煙設備に代えて用いることができる必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令（平成二十一年総務省令第八十八号）第二条第三項の規定に基づき、平成元年消防庁告示第四号（消防用設備等試験結果報告書の様式）等の一部を次のように改正する。

令和六年三月二十九日

消防庁長官 原 邦彰

（平成元年消防庁告示第四号の一部改正）

第一条 平成元年消防庁告示第四号の一部を次のように改正する。

別記様式第二、別記様式第九、別記様式第十、別記様式第三十及び別記様式第三十一中「出煙」を「出煙」に改める。

（平成十四年消防庁告示第八号の一部改正）

第二条 平成十四年消防庁告示第八号（消防法施行規則第四条の二の四第三項の規定に基づく防火対象物の点検の結果についての報告書の様式）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

（平成十七年消防庁告示第二号の一部改正）

第三条 平成十七年消防庁告示第二号（特定共同住宅等における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令第二条第一号の規定に基づく特定共同住宅等の位置、構造及び設備）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>第三 通常用いられる消防用設備等に代えて、必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等を用いることができる特定共同住宅等の位置、構造及び設備</p> <p>省令第二条第一号に規定する特定共同住宅等は、その位置、構造及び設備が次の各号に適合するものとする。</p> <p>一 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第二条第九号の二イに規定する特定主要構造部が、耐火構造（同条第七号に規定する耐火構造をいう。以下同じ。）であること。</p> <p>〔一略〕</p> <p>三 特定共同住宅等の住戸等は、開口部のない耐火構造の床又は壁で区画すること。ただし、特定共同住宅等の住戸等の床又は壁（以下単に「床又は壁」という。）並びに当該床又は壁を貫通する配管又は電気配線その他これらに類するもの（以下単に「配管等」という。）及びこれらの貫通部が次に定める基準に適合する場合は、この限りでない。</p> <p>〔一〕（三）略</p> <p>（四）床又は壁を貫通する配管等及びそれらの貫通部は、次に定めるところによること。</p> <p>〔イ〕（二）略</p> <p>ホ 床又は壁を貫通する配管等及びそれらの貫通部は、次の（イ）又は（ロ）に定めるところによるものであること。</p> <p>（イ）配管は、建築基準法施行令第二百二十九条の二の四第一項第七号イ又はロに適合するものとし、かつ、当該配管と当該配管を貫通させるために設ける開口部とのすき間を不燃材料（建築基準法第二条第九号に規定する不燃材料をいう。以下同じ。）で埋めること。</p> <p>〔ロ〕略</p> <p>〔ハ〕略</p>	<p>第三 「同上」</p> <p>〔同上〕</p> <p>一 主要構造部が、耐火構造（建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第二条第七号に規定する耐火構造をいう。以下同じ。）であること。</p> <p>〔二〕同上</p> <p>三 「同上」</p> <p>〔一〕（三）同上</p> <p>（四）〔同上〕</p> <p>〔イ〕（二）同上</p> <p>ホ 「同上」</p> <p>（イ）配管は、建築基準法施行令第二百二十九条の二の五第一項第七号イ又はロに適合するものとし、かつ、当該配管と当該配管を貫通させるために設ける開口部とのすき間を不燃材料（建築基準法第二条第九号に規定する不燃材料をいう。以下同じ。）で埋めること。</p> <p>〔ロ〕同上</p> <p>〔ハ〕同上</p>
<p>備考 表中の「〔 〕」の記載は注記である。</p>	

(平成二十一年消防庁告示第十六号の一部改正)

第四条 平成二十一年消防庁告示第十六号(加圧防排煙設備の設置及び維持に関する技術上の基準)の一部を次のように改正する。

第三第五号(五イ)の表中「第二百二十九条第二項」を「第二百二十八条の七第二項」に改める。

(令和四年消防庁告示第二号の一部改正)

第五条 令和四年消防庁告示第二号(畜舎等に係る基準の特例の細目)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>第三 畜舎等に係る消防用設備等の技術上の基準の特例の細目 〔二〕四 略〕</p> <p>五 規則第三十二条の三第六項の延焼防止上支障がないものとして消防庁長官が定める基準は、次のとおりとする。</p> <p>〔一〕・〔二〕 略〕</p> <p>(三) 接続部分が次のイからホまでの要件を満たすものであること。 〔イ〕・〔二〕 略〕</p> <p>ホ 直径一メートル以上の円が内接することができる開口部又はその幅及び高さがそれぞれ七十五センチメートル及び一・二メートル以上の開口部で、規則第五条の五第二項各号に適合するもの（以下「消防活動上有効な開口部」という。）を有すること。ただし、接続部分のみで接続されている畜舎等の二以上の部分がいずれも消防活動上有効な開口部を二以上有し、かつ、直径五十センチメートル以上の円が内接することができる開口部（規則第五条の五第二項各号に適合するものに限る。）の面積の合計が当該部分の床面積の三十分の一を超えるものである場合には、この限りでない。</p>	<p>第三 〔同上〕 〔二〕四 同上〕</p> <p>五 〔同上〕</p> <p>〔一〕・〔二〕 同上〕</p> <p>(三) 〔同上〕 〔イ〕・〔二〕 同上〕</p> <p>ホ 直径一メートル以上の円が内接することができる開口部又はその幅及び高さがそれぞれ七十五センチメートル及び一・二メートル以上の開口部で、規則第五条の三第二項各号に適合するもの（以下「消防活動上有効な開口部」という。）を有すること。ただし、接続部分のみで接続されている畜舎等の二以上の部分がいずれも消防活動上有効な開口部を二以上有し、かつ、直径五十センチメートル以上の円が内接することができる開口部（規則第五条の三第二項各号に適合するものに限る。）の面積の合計が当該部分の床面積の三十分の一を超えるものである場合には、この限りでない。</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	

附 則

この告示は、令和六年四月一日から施行する。